

## ○芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例

平成14年3月28日条例第35号

改正

平成17年10月4日条例第39号

平成26年2月10日条例第3号

令和元年8月21日条例第21号

令和2年9月1日条例第29号

令和3年3月3日条例第5号

令和5年12月4日条例第34号

## 芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例

芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例（昭和50年条例第49号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、芽室町新嵐山スカイパーク設置条例（昭和50年条例第48号）第4条の規定に基づき、施設の設置及び管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 芽室町新嵐山スカイパークに国民宿舎、スキー場、キャンプ場及びその附属施設（以下「宿舎等」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第3条 宿舎等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
国民宿舎	新嵐山荘	芽室町中美生2線42番地7
スキー場	メムロスキー場	芽室町中美生3線40番地9
スキー場附属施設	新嵐山ロッジ	芽室町中美生2線42番地7
	管理棟	芽室町中美生3線41番地2
	新嵐山第1パラレルリフトA線・B線	芽室町中美生3線40番地9
	新嵐山第2パラレルリフトB線	同上
キャンプ場	新嵐山キャンプ場	芽室町中美生3線39番地1・

		5・10
キャンプ場附属施設	新嵐山キャンプ場グランピングサイト	同上
	新嵐山キャンプ場ワンデイキャンプサイト	同上
	新嵐山キャンプ場フリーサイト	同上
休憩舎	フォーレストハウス	芽室町中美生3線41番地5
	ヤスマット	芽室町中美生3線39番地1
展望台	新嵐山展望台	芽室町中美生3線40番地9

(経営の基本)

第4条 宿舎等の事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 宿舎等の経営する業務は、次のとおりとする。

- (1) 町民の休養及び研修のための利用に関すること
- (2) 宿泊、飲食物等の提供に関すること。
- (3) 町民の健康増進及びレクリエーションのための利用に供すること。
- (4) 観光の推進に寄与すること。

(管理の代行)

第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、宿舎等の管理及び運営に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 宿舎等の管理及び運営業務
- (2) 第7条の利用許可
- (3) 利用料金の收受
- (4) 上記業務に付随する業務
- (5) その他町長が必要と認める業務

(利用時間及び休止)

第6条 宿舎等の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は町長の承認を得て利用時間を変更し、又は臨時に一時休止することができる。

- (1) 国民宿舎

- ア 宿舎 午後3時から翌日の午前10時まで
  - イ 日帰り入浴 午前11時から午後9時まで
- (2) スキー場 午前9時から午後9時まで
- (3) キャンプ場
- ア 宿泊(グランピングサイト・フリーサイト) 午後1時から翌日の午前11時まで
  - イ 日帰り(ワンデイキャンプサイト・フリーサイト) 午前10時から午後5時まで
- (利用の許可)

第7条 許可が必要な宿舎等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合に、宿舎等の管理運営上必要があると認められるときは、その利用について条件を付すことができる。
- (利用料金)

第8条 宿舎等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、次のとおりとし、指定管理者は、その範囲内で利用料金を別に定めるものとする。

- (1) 新嵐山荘 別表第1
- (2) メムロスキー場及び附属施設 別表第2
- (3) 新嵐山キャンプ場及び附属施設 別表第3

2 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。

- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。
- (利用料金の割引)

第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、利用料金を割引することができる。

- (1) 割引し、結果として施設の効用を高めることが見込まれる場合
- (2) その他指定管理者が特に認めた場合

(利用の制限)

第10条 宿舎等を利用しようとする者は、この条例及び指定管理者の指示に従い、秩序をみだし、公益を害することのないようにしなければならない。

- 2 指定管理者は、宿舎等を利用する者が秩序をみだし、公益を害するおそれがあると認めるときは、利用させないことができる。

(賠償)

第11条 利用者は、故意又は自己の責めに帰すべき過失により宿舎等の施設整備又は備品等を破損、汚損若しくは滅失したときは、町長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(町長による管理)

第12条 第7条、第8条及び第10条の規定は、指定管理者に代わって町長が宿舎等の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において第7条及び第10条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第8条第3項中「法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。」とあるのは「町長の収入とする。」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(芽室町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正)

2 芽室町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（平成17年条例第39号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例第8条の許可を受けている者は、改正後の芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例第7条の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成26年2月10日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月21日条例第21号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

附 則（令和2年9月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月3日条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月4日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第8条関係）

新嵐山荘利用料金

1 宿泊料の範囲（上限額）

区分	利用人員	宿泊料
大人	1人	7,150円
小学生	1人	5,720円
幼児		1,160円

備考

- 宿泊料には、食事料を含まないものとする。
- 幼児の宿泊料は、独立して寝具を1組使用した場合の料金とする。
- 年末年始（12月31日～1月3日）及び休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）の前日の場合は、大人1,100円以内、小学生880円以内の額を当該宿泊料に加算することができる。ただし、宿泊料の上限額以内とする。
- 個室に1人で宿泊する場合は、大人2,200円以内、小学生1,760円以内の額を当該宿泊料に加算することができる。ただし、宿泊料の上限額以内とする。

2 休憩料

区分	個人休憩料			団体広間休憩料
	個室		広間	利用料
	3時間以内	5時間以内		
大人	1部屋	1部屋	1人 490円	1人 420円
		1,650円	2,750円	1人 320円
小学生			1人 320円	1人 270円
幼児	無料			無料

備考

- 1 貸室は、午前10時から午後9時までとする。
- 2 個室の場合5時間を超えて利用するときは、1時間につき310円を加算した額とする。
- 3 団体は、15人以上とする。
- 4 宿泊者の会食及び会議のための広間の使用は、無料とする。
- 5 団体の会食のための広間の使用は、無料とする。

### 3 団体会議の場合の広間利用料

区分	利用人員	利用料	
		5時間以内	7時間以内
大広間	50人以下	5,500円	6,600円
	51人以上	7,700円	8,800円
中広間	40人以下	4,400円	5,500円

### 備考

- 1 団体は、15人以上とする。

### 4 入浴料

区分	利用料
大人	270円
小学生	140円
幼児	無料

### 5 その他の利用料

区分	料金
配膳手数料	食堂以外の客室等に配膳した飲食料金の10%
持込手数料	飲料に限り時価又は定価の40%以下の額

### 備考

- 1 宿泊者及び団体の広間での会食配膳手数料は、無料とする。

別表第2 (第8条関係)

## メムロスキ一場及び附属施設利用料金

- 1 スキー場利用料 無料
- 2 ロッジ利用料 無料
- 3 フォーレストハウス及びヤスマット利用料 無料
- 4 スキーリフト利用料

区分		利用料														
		普通券	回数券	1日券	ナイター券	団体券	団体券	シーザー券	シーザー券	シーザー券	シーザー券	シーザー券	シーザー券	日帰りパック券	宿泊券	(宿泊使用券)
区分	(1回使用券)	(12回使用券)	(1回使用券)	4時間券	(ナイト券)	(ナイト券)	(ナイト券)	(シーザー券)	(シーザー券)	(シーザー券)	(シーザー券)	(シーザー券)	(シーザー券)	(中学生・高校生)	(少(日)年)	(日)年
第1パラレル	一般	230円	2,300円	3,100円	2,080円	2,080円	150円	1,680円	41,910円	29,310円	36,600円	31,420円	29,32,080円	4,170円		
リフト																
A線・B線																
第2パラレル	小学生	160円	1,600円	1,880円	1,320円	1,320円	120円	1,220円	26,170円	—	—	—	—	16,71,5750円	3,100円	0円
リフトA																
線・B線																

## 5 ロッジ研修室利用料

区分	利用人員	団体利用料			
		3時間以内	5時間以内	7時間以内	冬期加算
研修室	30人以下	3,300円	5,500円	6,600円	各利用料の2割
	50人以下	5,500円	7,700円	8,800円	

	51人以上	6,600円	8,800円	9,900円	
--	-------	--------	--------	--------	--

- 備考 1 利用時間は、午前10時から午後9時までとする。
- 2 冬期加算は、11月1日から翌年4月30日までとする。
- 3 団体は、15人以上とする。
- 4 宿泊者の会食のための使用は、無料とする。

別表第3 (第8条関係)

新嵐山キャンプ場及び付属施設利用料金

1 キャンプ場利用料

区分		利用料
入場料	大人 (中学生以上)	550円
	小人	270円
グランピングサイト	1張	14,300円
ワンデイキャンプサイト	1張	4,400円
フリーサイト	1張	880円

備考

- 1 利用料は、1泊又は1日利用とする。
- 2 利用時間は、次のとおりとする。
- 宿泊 (グランピングサイト・フリーサイト) 午後1時から翌日の午前11時まで
- 日帰り (ワンデイキャンプサイト・フリーサイト) 午前10時から午後5時まで
- 3 キャンプ場利用料には、食事料を含まないものとする。
- 2 ヤスマット利用料 無料